

「クラブ等の団体の加盟に関する規則」

クラブ等の団体が日本セーリング連盟（以下 JSAF という）に加盟する際の規則を下記の通り定める。

（対象）

クラブ等の団体とは、ある一定以上の規模で、運営規則に基づき組織的にセーリング活動を行っているスポーツ団体等をいう。

（加入の申請）

- 1) 以下に定める基準を有するクラブ等の団体は、JSAF に加盟するために、その基準を証する関連書類に添えて特別加盟団体入会申込書（別紙様式 1）を JSAF 事務局に提出する。
- 2) 加盟が認められた後は、特別の事情がない限り、加盟の資格は毎年自動的に更新されるものとする。

（加入するための基本的条件）

加盟するための基本条件は下記の通りとする。

- 1) セーリングスポーツおよび関連する事業の普及活動に関し特定の目的を有し、その目的に賛同する会員によって構成されていること。
- 2) 会則に基づき、健全な運営が行われ、会員の意見が反映されるような組織構成になっていること。
- 3) 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われていること。
- 4) JSAF に登録する総会員数（他の加盟団体・特別加盟団体から JSAF へ重複登録する会員も含めます）が 20 名以上であることを基準とします。

（負担金）

- 1) クラブ等の団体は登録会員の名簿により適切な会員管理が行われており、下記に定めた団体負担金を JSAF へ支払うものとする。

団体負担金

国際レベルの大会を主催できる規模のクラブ等の団体	年額 4 万円
上記以外のクラブ等の団体	年額 3 万円

人数割り負担金

クラブ等の団体の会員 1 人あたり年額 5500 円

- 2) JSAF からクラブ等の団体への登録事務手数料還付金は会員 1 名につき 550 円とする。
- 3) 年度負担金は、毎年 3 月 31 日の登録会員数をもとに次年度の金額を確定し、JSAF に報告し次年度の 6 月 30 日を期限として JSAF 事務局に払い込むものとする。年度中の会員追加変更についてはその都度、追加支払いをすることとする。
- 4) 新規加盟については、加盟時の申請に基づき団体負担金と、人数割り負担金を連盟に支払うこととし加入月にかかわらず、年度全額を納める。
- 5) 負担金を滞納した場合、または資格条件を満たさなくなったことが判明した場合は、JSAF 理事会の審議により加盟を取り消すことが出来るものとする。

（クラブ等の団体及びその会員の権利）

- 1) 加盟されたクラブ等の団体は「セーリング競技規則（RRS）第 7 章 87 条 1 項の主催団体（c）協会加盟のクラブもしくはその他の団体」として定義される。
- 2) 加盟されたクラブ等の団体の会員に対して、JSAF 会員番号及び会員証を JSAF 事務局から団体へ発行

する。

- 3) 一定の条件下で JSAF 役員の選出、及び被選出資格が与えられる。
- 4) JSAF 理事会に対し議題を提出する権利がある。
- 5) JSAF の資格認定制度、および講習会（ルール、ジャッジ、アンパイア、計測員、レースオフィサー、安全等）への参加資格を有する。
- 6) JSAF 機関誌「J-Sailing」を、JSAF へ登録した会員数に応じた部数、無料で配布される。
- 7) 日本セーリング連盟の販売するグッズについて特別会員価格で購入できる。
- 8) セーリングスポーツ及び海事思想の健全なる発展と普及を図る為、次の項目について JSAF から直接支援を受けることができる。

競技規則（ルール）の普及と教育

競技力向上と指導員、審判員、レース運営の育成

計測技術の普及と計測員の育成

航海技術、安全義務、通信技術等の情報提供と教育

スポーツマンシップおよびフェア プレーの教育

環境問題・海洋汚染への意識改革と向上に向けての情報提供

（他の加盟団体との重複加入）

- 1) この制度により JSAF に加盟するクラブ等の団体の会員は、別の加盟団体、艇種別協会、階層別団体等にも重複加入する事ができる。その際、JSAF への負担金は重複して支払う必要はない。
- 2) 既に、JSAF 加盟団体の下に所属している地域の団体は、この規則によって特別加盟団体として重複加入できるものとする。その場合、その団体は、JSAF への負担金は団体負担金と会員数に比例した人数割額の合計を支払うものとする。

発効

本規則は平成14年4月01日より発効する

以上